

熊本県立荒尾支援学校 高等部一般学級 生徒心得

第1章	生徒心得の目的
第2章	授業及び学校生活全般に関する事
第3章	服装・頭髪に関する事
第4章	交通ル・マナー、免許取得に関する事
第5章	交友に関する事
第6章	校外生活に関する事
第7章	携帯電話及びスマートフォン、アルバイトに関する事
第8章	特別な指導及び懲戒に関する事

令和8年度（R8.3月改訂）

熊本県立荒尾支援学校高等部生徒心得 （生徒として守り心がけること）

第1章 生徒心得の目的

本校の生徒心得は、生徒一人一人が荒尾支援学校生徒であることを自覚しながら、充実した学校生活を送り、地域社会の中で社会を構成する一員として自立、参加していくために必要な「生きる力」を育むためのものである。

在籍する全ての生徒が、夢を持ちながら学校に楽しく通学し、自らの能力を最大限に伸ばすとともに、生徒が自分で考え、判断し行動する力を育むことを目指し、基本的な生活指導の指針として以下の通り定める。

また、入学当初に提出した誓約書に基づき、生徒としての本分に反しないように努める。
（本分に反しないとは、「心得」を守ることに努めるということ）

第2章 授業及び学校生活全般に関する事

- 1 授業時間を守り、意欲的に学習すること。
- 2 授業の開始・終了時にはあいさつをすること。
- 3 授業の妨げとなる行為はしないこと。
- 4 学校に不必要なものを持ち込まない。（ハサミを含め、刃物等含む）
- 5 学校で使用するタブレットについては、原則授業・昼休み以外では使用しない。

第3章 服装・頭髪に関する事（※いつでも現場実習に参加できる服装を心掛ける）

- 1 本校で定められた服装をきちんと着用すること。
 - （1）通学時は本校で定められた制服を着用する。
 - （2）靴下は派手でない色や柄のものとする。冬季期間のタイツやレギンスは黒、濃紺とする。
 - （3）シャツ・ポロシャツは白色または紺色とする。
 - （4）スカート丈は膝が隠れる程度、ズボン裾は踏まない長さで、ベルトは飾り気のないものとする。
 - （5）アンダーシャツは派手でない色や柄のもので、カッターシャツやブラウス、ポロシャツから色・模様が透けにくく、襟やそでからはみ出さないものとする。
（体操服は衛生上アンダーシャツとして着用しない）
 - （6）制服以外のベストやセーター、カーディガン、防寒着等は学校生活にふさわしい派手でない色や柄のものとする。（実習等にも対応できるもの）
 - （7）体操服は決められたものを着用する。防寒の為に体操服の上から防寒着やジャージの下にトレーナー等を着用することは可とする。
- 2 髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないようにする。染色、脱色、パーマ、エクステ等はしない。（実習や面接に対応できる髪型）
- 3 口紅（色つきのリップクリームも含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア、ピアス、カラーコンタクト、指輪等の装身具などはしない。

※服装や頭髪等に関して、特別な事情があるときは担任に相談をし、生徒指導部の許可を得ること。

第4章 交通ルール・マナー、免許取得に関すること

- 1 通学の際は、保護者責任の下、交通ルール・マナーを守って届け出た経路で安全に通学すること。
 - (1) 自転車通学を希望する者は「自転車通学願」を提出し、学校の許可を得る。通学にあたっては、ヘルメットを必ず着用し、交通ルールを守り、届け出た経路で通学する。
 - (2) 自転車の並走、二人乗り、傘差し運転、携帯電話を使用しながらの運転、ハブステップの取り付け等を行わない。イヤホンの使用は禁止とする。
- 2 原付バイク・自動車の免許取得を希望する者は、担任を通して「免許証取得許可願」を提出し、学校長の許可を得る。許可に係る手続き等は次の通りとする。
 - (1) 免許取得については、家庭の事情や進路に関する事由の場合のみとする。
 - (2) 生徒・保護者と担任で十分な話し合いを持った上で、「免許証取得許可願」を生徒指導部に提出し、学校長の許可を得る。
 - (3) 免許取得後は、直ちに担任に申し出ることとし、免許証の使用は卒業後とする。

第5章 交友に関すること

- 1 けんかや乱暴な行為はしない。
- 2 貴重品は担任に預け、友達同士での金銭・物品の貸し借りはしない。
- 3 人の物を許可なく使用しない。借りたときは使用后すぐ返却する。
- 4 人が傷つく言葉を言わない。
- 5 交際については、節度を守り、健全なものであること。

第6章 校外の生活に関すること

- 1 19時（午後7時）以降の外出は、保護者同伴とする。
- 2 危険な場所や18歳未満立入禁止の場所へは出入りしない。また、カラオケやゲームセンター、インターネットカフェにおいては、保護者同伴であっても午後11時～午前5時の間には出入りしない。（熊本県少年保護育成条例第8条より）
- 3 飲酒・喫煙・薬物は一切禁止する。
- 4 保護者の同行または承認を受けた者以外の外泊は一切禁止する。

第7章 携帯電話及びスマートフォン、アルバイトに関すること

- 1 携帯電話及びスマートフォンについて
 - (1) 携帯電話の所持については、生徒と保護者が十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束やルール（料金、フィルタリング等）を守って使用すること。
 - (2) 通学に使用する目的で学校に持ち込む場合は、「携帯電話及びスマートフォン等持ち込み許可願」に家庭で定めたルールも記入し、学校の許可を得ること。
 - (3) 学校が定める携帯電話の使用ルールは次のとおりとする。
 - ・登下校時は保護者、担任、友達との緊急連絡に限る。
 - ・登校後は電源を切り担任に預け、下校時に受け取る。
 - ・携帯電話の使用ルールが守れない場合、携帯電話の校内持ち込みを禁止する。
 - ・インターネットへの不適切な書き込み（個人情報や誹謗中傷等）を禁止する。
- 2 アルバイトについて
 - (1) アルバイトについては、家庭の事情や進路に関する事由の場合のみ許可する。
 - (2) アルバイトを希望する場合は、原則として休日及び長期休業中のみとし、事前に「アルバイト許可願」を校長に提出し、許可を受けた上で保護者の責任のもと行う。

第8章 特別な指導及び懲戒に関すること

上記に掲げた生徒心得に著しく反する行為や法律・社会規範に違反した行為を行った生徒について、教育上必要であると認められるときは、学校長の判断のもと、特別な指導又は懲戒処分を行う。

※事案によっては、警察やスクールカウンセラー等の関係機関と連携して指導を行う。